



# 1月のお知らせ

申し込み 問い合わせ 申・問申し込み・問い合わせ  
〔先着〕先着順 〔抽選〕申し込み多数のときは抽選

- ☎電話番号案内  
仙台市役所 ☎261-1111(代)  
青葉区役所 ☎225-7211(代)  
宮城野区役所 ☎291-2111(代)  
若林区役所 ☎282-1111(代)  
太白区役所 ☎247-1111(代)  
泉区役所 ☎372-3111(代)  
宮城総合支所 ☎392-2111(代)  
秋保総合支所 ☎399-2111(代)
- ☎仙台市ホームページ  
https://www.city.sendai.jp/
- ☎仙台市携帯電話用ホームページ  
https://www.city.sendai.jp/m/
- ☎仙台市広報課Facebookページ  
https://www.facebook.com/sendaijr/

- ☐注意事項  
●催しは、1月6日からの内容を掲載しています  
●料金の記載のないものは無料(入館料が必要な施設あり)  
●休館日等は事前にご確認ください  
●来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください  
●ファクス番号が未掲載の場合は、広報課FAX211-1921、☎214-1150へお問い合わせください  
●市役所への郵便は郵便番号(〒980-8671)と課名のみで届きます
- ☐申し込み内容(講座名等)  
○〒住所  
○氏名(フリガナ)  
○電話・ファクス番号  
○その他必要事項
- ☐申込時の必要事項  
右記の項目を(往復はがきには返信先も)記入してください。特に記載のないものは、はがき1通につき1人、締切日消印有効。

## 申込時の必要事項 ①応募内容 ②〒住所 ③氏名(フリガナ) ④☎・FAX ※往復はがきの場合は返信先も記入

健康安全課 ☎214・8698	献血ルーム アエル201 〒711-2090	献血ルーム B.A. 〒738-9101	名称 所在地等
	青葉区中央1-3-1 アエル20階 〒711-2090	青葉区一番町4-9-18 青葉区一 〒738-9101	

**保健・福祉**

**はたちの献血**  
1・2月は「はたちの献血」キャンペーン月間です。近年、若年層の献血協力者が大きく減少しています。特に新たに成人となる方をはじめ、10代〜30代の皆さん、ぜひ献血ルームへお越しください。

**オーエンス泉岳自然ふれあい館の平成31年度の利用申し込みを受け付けます**  
●申し込み開始日 2月1日(金)  
●申し込み対象期間 〔本館〕4月1日(月)〜2020年3月31日(火)〔市民キャンプ場〕4月1日(月)〜11月30日(日) ●利用可能日や申し込み方法など詳しくはホームページ http://www.sainzenfureaikanjy.jp/ をご覧ください。お問い合わせください  
問 オーエンス泉岳自然ふれあい館 ☎379・2151

## 税の申告をお忘れなく

★平成30年分所得税および復興特別所得税等の確定申告が始まります  
◆確定申告書の作成は国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp/ で  
確定申告の時期は、税務署や申告書作成会場が大変混雑します。確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから「電子申告(e-Tax)」で提出できるほか、1月からは、税務署で発行したIDとパスワードがあれば、マイナンバーカード等がなくてもご自宅等からe-Taxで提出できます。

★申告により市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方へ  
所得税の確定申告をすることにより市県民税に適用されますので、市への申告は不要です。所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必ず「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。  
2年目以降の適用を確定申告により受ける場合は、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に、必ず居住開始年月日等の必要事項を記載してください。  
また、毎年所得税の確定申告により住宅ローン控除の申告を行っている方は、申告期限の3月15日までに申告を行わない場合、市県民税の住宅ローン控除が適用されませんので、必ず期限までに申告を行ってください。

- ◆申告書作成会場を開設します  
●開設期間 2月18日(月)〜3月15日(金) (土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開設) ●会場 アズテックミュージアム(太白区中田町杉ノ下18)、仙台北税務署(青葉区上杉1-1-1)、仙台中税務署(若林区卸町3-8-5)
- ◆医療費控除を受けられる方へ  
平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は領収書の提出(提示)が不要となり、「医療費控除の明細書」を作成して提出することになりました。ただし領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

★特定配当等に係る所得金額または特定株式等譲渡所得金額の申告のお知らせ  
所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市へ「市民税・県民税申告書付表(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)」の提出が必要です。納税通知書が送達されるときまでに提出されない場合、課税方式の選択は行えなくなりますので、必ず期限までに提出してください。様式は市役所北庁舎5階市民税課で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。  
問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

- ◆マイナンバーの記載と本人確認書類の提示等が必要です  
確定申告書を提出する際には、①マイナンバーの記載②本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。  
※いずれも問仙台北税務署☎222・8121、仙台中税務署☎783・7831、仙台南税務署☎306・8001
- ★税理士会による確定申告の無料相談会を開催します  
●日時 2月2日・9日・16日各土曜日9:30~15:30(来場者が多い場合は、予定より早く受け付けを終了します) ●会場 東北税理士会館(若林区新寺1-7-41) ●対象 ①年金や給与所得があり還付申告をされる方および小規模な個人事業経営者(ただし、土地・建物および有価証券の譲渡所得のある方を除く) ②東日本大震災で被災された方 ●確定申告の必要書類等を持参の上、直接会場へ  
問東北税理士会☎293・0503

●対象 主に市内で活動し、構

り、チラシを配布したりするとはありません。トラックで巡回している業者等に代金を請求された場合は、情報をお寄せください。  
問事業ごみ減量課☎214・8679

9 国際交流事業等に補助金を交付します  
歩きながらスマートフォンを操作する「歩きスマホ」は、画面に夢中になることで周囲への注意力が散漫となり、転倒や他の歩行者との接触事故を起こしたり、ひたたくりなどの犯罪被害に遭ったりする恐れがある危険な行為です。  
道路などを通行する際はマナーを守り、「歩きスマホ」はしないようにしましょう。  
問市民生活課☎214・6146

★償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで  
1月1日現在で市内に固定資産税の対象となる償却資産(事業用の機械・備品・構築物等)をお持ちの法人または個人の方は、1月31日(木)までに市役所北庁舎1階資産課税課に申告が必要です。期限間近は窓口が混み合いますので、お早めに申告をお願いします。申告書の書き方等については、市ホームページでもご覧いただけます。なお、申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。  
問資産課税課☎214・8619

★口座振替納付済通知書を廃止します  
市税を口座振替で納付している方に年1回「口座振替納付済通知書」を送付していましたが、1月から廃止します。納期限日に振替された税額については、ご利用口座の預貯金通帳への記帳等によりご確認ください。  
問収納管理課☎214・1010

**市県民税の納期は1月31日です**  
平成30年度市県民税の第4期分は、1月31日(木)までにお近くの金融機関などで納めてください。口座振替をご利用の方は、1月31日(木)に振り替えになります。  
問収納管理課☎214・1010

粗大ごみ等の回収は、粗大ごみ受付センターに申し込むか、各環境事業所または許可業者に依頼してください。許可の無い業者が有料でごみを回収する(ごみを出す側が代金を支払う)ことは法律で禁止されています。許可業者は、スピーカーを鳴らしながらトラックで巡回した

シルバーセンターの一部を休館します  
2020年1月7日(火)〜3月31日(火)に、交流ホールの修繕工事を行います。この期間中の交流ホールの予約はできません。  
問シルバーセンター☎215・3191

市民意識調査にご協力ください  
本市の環境に関する満足度や環境配慮行動の実践状況を把握し、今後の環境行政に反映するため、「環境に関する市民意識調査」を行います。対象は市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選ばれた3千人の方です。調査票が届いた方はご協力をお願いします。  
●調査期間 1月9日(水)〜25日(金)  
問環境企画課☎214・8211

期	1	2	3	4
事業実施時期	4月〜2020年3月	7月〜2020年3月	10月〜2020年3月	2020年1月〜3月
応募期間	2/1〜28	5/1〜31	8/1〜31	11/1〜30
	土・日曜日、祝休日を除く			

●提出方法 中間案に添付(市ホームページからもダウンロード可)または任意の様式にご意見、住所、氏名(法人・団体の場合は団体名、所在地、代表者名)を記入して郵送、ファクスまたはEメールで①2月12日②1月21日(いずれも必着)までに

①「(仮称)仙台市役所経営プラン」中間案  
市では、行財政改革の取り組みの一層の強化と市民協働の推進、職員の意識改革等のため、「仙台市行財政改革推進プラン2016」を改定し、「(仮称)仙台市役所経営プラン」の策定を進めています。この中間案に対するご意見をお寄せください。

②「(仮称)仙台市自殺対策計画」中間案  
市では、地域の実情を踏まえた自殺対策を包括的に推進するため、新たに「(仮称)仙台市自殺対策計画」の策定を進めています。この中間案に対するご意見をお寄せください。

政治家からの寄付は禁止されています  
選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定のものを除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいません。冠婚葬祭における贈答なども寄付に当たるので、注意してください。  
禁止されている寄付の例  
●町内会の集会や地域の運動会、祭りへの寄付や飲食物の差し入れ  
●お中元、お歳暮、病氣見舞い、入学・卒業祝い、落成式・開店祝いの花輪、葬祭の花輪・供花  
問選挙管理委員会事務局☎214・2023

●中間案の配布場所等 市役所本庁舎1階市民のへや・市政情報センター、宮城野区・若林区・太白区情報センター、区役所総合案内、総合支所等で配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。①は1月21日から配布します

●提出方法 中間案に添付(市ホームページからもダウンロード可)または任意の様式にご意見、住所、氏名(法人・団体の場合は団体名、所在地、代表者名)を記入して郵送、ファクスまたはEメールで①2月12日②1月21日(いずれも必着)までに

申・問①〒980-8671行財政改革課☎214・1207、FAX224・4404、Eメールsom001130@city.sendai.jp②〒980-8671障害者支援課☎214・8165、FAX223・3573、Eメールjisatsutaisaku-keikaku@city.sendai.jp